

豊丘村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

豊丘村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて ...	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、公立学校の教育職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっています。教師が専門性を最大限に発揮し、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うためには、「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる環境の実現が急務です。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)第7条の規定に基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という)に即し、長野県及び豊丘村の条例・規則等に定める教育職員の業務量の適切な管理、その他健康及び福祉の確保を図るための措置を計画的に実施するために策定するものです。

(2) 本村の現状

本村では、所管に属する学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定(長野県の規則を準用したものを含む)に基づき、教育職員の時間外在校等時間(正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務のうち、所定の勤務時間を除いた時間)の上限を原則として1箇月45時間、1年360時間の範囲内としており、その縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりです。

【時間外在校等時間の状況(令和7年9月調査)】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間	39%	0%
中学校	月34時間	25%	0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が依然として多い実態です。業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

時間外在校等時間について、長野県及び国の指針で定める上限時間(原則:1箇月45時間、1年間360時間)の範囲内とすることを目指す。

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。(令和11年度までの政府目標)
- ・教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下とすることを目指す。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働き方等に関する目標

【カッコ】内は令和7年度の数値)

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下を維持する。【8. 7%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。ストレスチェック集団分析項目「働きがい」の5段階評価数値を増加させる。【平均3. 9】
- ・年次有給休暇の取得日数を前年度より増やす。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、指針の第2章第3節に掲げる措置(業務の3分類等)に関する以下の内容に取り組みます。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

分類	業務	具体的な取り組み(町教委が取り組む事項)
イ 学校以外 が担うべき業 務	① 登下校時の通学路 における日常的な見 守り活動等	諸会合、広報などを通じて、保護者・地域住民・民生 児童委員等による通学路の見守り活動を推進する。
	② 放課後から夜間な どにおける校外の見 回り、児童生徒が補導 された時の対応	放課後から夜間における見回りについては、保護者 または地域住民その他の関係者が担う体制に委ねる。 学校における自主的な見回りは原則行わないことと する。補導された児童生徒の引取りについては、学校 警察連絡協議会等において、保護者が第一義的な責 任を負うことについて認識を共有する。
	③ 学校徴収金の徴収 ・管理(公会計化等)	学年費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に 組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進める。 原則、学校職員が取り扱わず、金融機関・業者等が行 うようにする。
	⑤ 保護者等からの過 剰な苦情や不当な要 求等の学校では対応 が困難な事案への対 応	村長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓 口を設置するとともに、弁護士等の専門家を活用でき る環境を整備する等により、教育委員会等の行政機関 の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築 する。

ロ 教師以外 が積極的に参 画すべき業務	⑥ 調査・統計等への 回答	校務支援システム(C4ht)の機能等を活用することによって、村から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、調査をスムーズに進めるために教育支援指導主事が支援する。
	⑨ 学校プールや体育 館等の施設・設備の管 理	教師は授業等に付随する日常点検を中心に担う。小 学校のプール清掃は業者に委託し、中学校の水泳授 業は指導補助も含め民間のプールに委託する。
	⑬ 部活動	9年度から、休日の部活動を地域展開する。平日の 部活動についても活動時間等の適正化を図るととも に、部活動指導員の配置拡充、外部指導者の確保等 を進める。
ハ 教師の業 務だが、負担 軽減を促進す べき業務	⑮⑯ 授業準備、学習 評価や成績処理	授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員 を全校に配置する。校務支援システムの機能や自動採 点技術等を活用することによって、授業準備、採点作 業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。 コミュニティスクール制度に基づく人材バンクの構築 及び学校への人材派遣をする。
	⑲ 支援が必要な児童 生徒・家庭への対応	村費講師、学習支援員、特別支援教育支援員、相 談員の配置に努める。 学校支援会議に、臨床心理師、主任教育支援員、ス クールソーシャルワーカー等が参加し、専門的な知見 を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築 する。

※丸数字は、「学校と教師の業務の3分類」における1から19の業務に対応している。

(2)学校における措置の推進

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・学校長と連携し、1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導につ

いて周知する。また、学校保健委員会と学校安全衛生委員会を機能させ、職員一人一人の勤務状況や健康状況について確認し、改善方法を検討できるようにする。

- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日・学校事務の日を月2回以上設定する。また、長期休業期間中に学校閉庁期間の設定を行う。
- ・勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備として、学校業務時間外の電話自動応答システムを導入する。（学校業務携帯 教頭）

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 計画及び実施状況の公表・報告

取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、豊丘村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。

(2) 目標達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システム(C4th)で把握します。その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果等から把握をします。

(3) 計画及び実施状況の公表・報告学校への指導・支援

教育委員会において、各学校の状況を確認し、課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の指導・助言を行います。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。

(4) 地域・保護者との連携

保護者、地域の理解を促進するため、村長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。